

本日は、令和8年海津市議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に提出いたしました令和8年度当初予算(案)及び令和7年度補正予算(案)をはじめとする各議案についてご審議いただくにあたり、施政の運営方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解 とご協力を賜わりたく 存じます。

昨今、物価 高騰や円安などの影響が続き、地域経済 や市民生活に依然として強い負担感が生じております。

また、人口減少と少子高齢化の進行により、幅広い分野で人手不足が深刻化しており、地域を取り巻く 環境は、大きく変化しております。

こうした中、市民に最も近い基礎自治体として、市民の暮らしを将来に渡って守り続けるため、社会と経済 の変化に迅速かつ大胆に対応し、力強く施策を推進していく必要があると感じております。

本市は、「子育て世代に選ばれるまちづくり」と「誰ひとり取り残すことのない地域社会づくり」を市政の柱に据え、市制施行20周年の節目に、全ての世代の市民の誰もが、いつまでも「元気に」「自分らしく」「いきいきと」暮らせる、「賑わい」と「活力」ある海津市を目指し、「生涯繁盛」の新たなキャッチフレーズを掲げたところであります。

その市制施行20周年の記念事業では、メインイベントとして、海津市初となる野外音楽フェスティバル「福フェス海津」を木曽三川公園センターにおいて開催いたしました。

市内外から予想を大きく上回る2万4千人もの来場者を迎えて実施することができ、本市の魅力発信とシティプロモーションの可能性に大いにつながるものとなりました。

また、市民の皆様の企画・運営による記念事業や記念

イベントが数多く実施され、市民協働によるまちづくりが力強く動き始めたところであります。

これらの取組みを一過性のものに終わらせることなく、これからのまちづくりに活かしていけるようさらなる取組みが必要であると強く感じております。

新たなまちの魅力や地域課題の解決策を協働によって創出する「協働・共創」の推進拠点として設置した「まちづくり協働センター」をさらに活用し、令和8年度が「成長の年」となるよう一層の充実に取り組んでまいります。

また、駒野工業団地では、自動車部品メーカー「株式会社ジーテクト」と大手菓子メーカー「株式会社湖池屋」の新工場が相次いで操業を開始し、地域経済の活性化と雇用の創出に向けた大きな一歩を踏み出しました。

近い将来、全線開通が予定される東海環状自動車道

は、岐阜・三重の両県を結ぶトンネル工事の完成を待つのみとなっております。

東海環状自動車道の全線開通は、あらゆる産業の振興と企業立地につながり、この地域の発展の起爆剤になるものと確信しております。

本市では、そのストック効果を最大限に活かし、海津市に設置されるスマートインターチェンジ周辺に大規模な工業団地やショッピング施設を誘致すべく、さらなる挑戦を続けてまいります。

令和８年度は、最終年を迎える「海津市第２次総合計画後期基本計画」の集大成として、こどもから高齢者まで、誰もが「自分らしく」「いきいき」と暮らせる「生涯繁盛」な海津市の実現を目指し、まちの新たな魅力や価値を創出して「未来を拓くまちづくり」を一層推し進めていく所存であります。

こうした観点から、今 定例会でご審議いただく令和

8年度当初予算（案）は、「未来を拓く成長予算」として、喫緊に取り組むべき5つの「重点テーマ」を設けて編成いたしました。

1つ目に、子育て環境づくりの推進を主とする「子育て支援・人口減少 対策」、

2つ目に、災害や犯罪への備えとともに、市民の暮らしを守るインフラ整備を推進する「安全安心で暮らしやすい環境づくり」、

3つ目に、福祉の充実や活躍の場づくりなどに取り組む「誰ひとり取り残すことのない地域社会づくり」、

4つ目に、まちの魅力や価値を創出し、地域の活性化を図る「にぎわいあふれる魅力と活力づくり」、

5つ目に、市民や地域コミュニティ、民間事業者の皆様とともにまちづくりを進める「協働・共創のまちづくり」であります。

それでは、令和8年度当初予算（案）につきまして、
ご説明申し上げます。

令和8年度 当初予算（案）の予算規模は、

一般会計 174億 1,000万円、

特別会計 88億 980万円、

企業会計 53億 5,430万円、

財産区会計 330万円、

総額 315億 7,740万円 であります。

当初予算（案）に盛り込みました 主な事業について、
その概要を、5つの重点テーマに沿ってご説明 申し上げます。

まず、1つ目の「子育て支援・人口減少対策」につきまして、

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、進学などに
要する費用に対して支援を行ってまいります。

こども一人当たり、小学校入学前に2万円、中学校入学

前に3万円、高校入学前に5万円を給付するものであります。

また、1歳までの乳児期の「親子の見守り支援」を充実するため、育児支援員が家庭を訪問してオムツなどの育児用品を年2回届けるとともに、育児相談を行う子育て支援事業をスタートいたします。

さらに、小学校における学校給食の無償化を実施いたします。食物アレルギーなどの理由により、給食を食べることができない児童に対しては、給食費相当額の助成を行ってまいります。

2つ目の「安全安心で暮らしやすい環境づくり」につきまして、

災害時に車中泊避難を行う場合、狭い車内で長時間同じ姿勢でいることなどにより、エコノミークラス症候群の発症リスクが高まることから、その予防を目的として、災害用着圧ソックスを調達し、避難所となる小学校に備蓄してまいります。

また、高齢者など消費生活上、特に配慮を要する方々の消費者被害の早期発見と未然防止を目的として、地域全体での見守り体制を構築する（仮称）海津市消費者安全確保地域協議会を設立いたします。

このほか、空き家対策として、空き家所有者の相談対応や利活用、登記手続きに対する支援をワンストップで行う体制づくりを「空家等管理活用支援法人」と協働して行っておりまいます。

3つ目の「誰ひとり取り残すことない地域社会づくり」につきまして、

高齢者の移動手段の確保を図るため、市内にタクシー2台を待機させ、通院や買い物などを目的とした75歳以上の高齢者のタクシー利用に対して、料金の一部を助成する取組みを行っておりまいます。

また、福祉人材の確保を目的として、市内の認定こども園や介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所に就職した保育士等に対して、支援金を交付いたします。

さらには、こどもの健全育成と孤立防止を図るため、こども食堂の開設及び運営に要する費用に対して、補助金を交付いたします。

4つ目の「にぎわいあふれる 魅力と活力づくり」につきまして、

「月見の森」エリアにおける地域資源の魅力を最大限に活用した誘客事業を推進するための「月見の森エリアブランディング戦略」の策定が今年度内に完了することから、同戦略の方向性を具現化するためのテストマーケティング事業を実施し、エリア全体の「魅力 向上」と「賑わいの創出」につなげてまいります。

さらに、「月見の森」エリアの魅力発信に向けて、一般財団法人海津市観光協会が実施する、「温泉」と地域ならではの「食」を楽しむ「温泉ガストロノミー事業」に対して、費用を補助いたします。

このほか、「海津市長良川リバーサイドプラザ」を賑わいあふれる公園にするため、指定管理者によるリニュー

ーアル整備にあわせて、管理棟、トイレ棟、倉庫棟などの老朽化した施設を更新するとともに、利用者の休憩棟を新たに設置いたします。

5つ目の「協働・共創のまちづくり」につきまして、総務省の「地域力創造アドバイザー制度」を活用して専門家を招聘し、海津明誠高校における地域探究学習の充実を図ることで、地域の活性化と同校の魅力化・特色化に協働して取り組んでまいります。

また、出版取次事業者である株式会社トーハンの協力を得て、海津明誠高校の生徒が主体となった「高校生書店」の実現を目指し、生徒による「一日本屋」の出店を行ってまいります。

続いて、歳入の主な事項につきまして、ご説明申し上げます。

市税につきましては、雇用者報酬の伸びを勘案した個人市民税の増などを見込み、全体で 3,334 万円の増となる 41 億 3,679 万円を計上しております。

また、地方交付税につきましては、国の地方財政計画における伸び率などを踏まえ、２億８,０００万円の増となる５８億１,０００万円を計上しております。

市債では、２,４００万円の減となる
１０億２,３３０万円を計上しております。

続きまして、補正予算案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１７号の「令和７年度海津市一般会計補正予算（第８号）」につきましては、

歳入歳出でそれぞれ１億８,３２５万３千円を減額し、
補正後の予算額をそれぞれ
１７９億８,５７５万１千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、

一般社団法人養老線管理機構が行う 老朽化した信号

機や踏切道遮断機、案内表示器等の更新に対する沿線市町による協調補助事業費4,490万円、

災害時に避難所において使用する大容量のリチウムイオンバッテリーやパーテーションなどを購入するための事業費531万8千円、

保育園留学事業の参加家族に対する支援やランディングページの運営管理を委託するための事業費396万円、

一般財団法人海津市観光協会を実施主体とする「野外音楽フェス」を開催するための同協会への補助金1,000万円を追加するほか、

現員現給への置き換え等に伴う一般職及び会計年度任用職員の人件費の不用額や不用が見込まれる事業費をそれぞれ減額いたしました。

また、財政調整基金に4億12万7千円、減債基金に3,736万円をそれぞれ積み立てております。

歳入につきましては、

市税と地方交付税などを増額する一方、財政調整基金、公共施設整備基金、環境施設整備基金及び振興事業基金の取崩し等で、4億6,570万7千円を、

市債で2億9,820万円をそれぞれ減額いたしました。

繰越 明許費では、

養老鉄道運行支援 事業など8事業を追加し、

地方債では、

防災行政無線設備改修事業など、43事業の事業費の確定等に伴い、限度額の変更を行っております。

議案第18号から議案 第24号までの特別会計及び企業会計につきましては、

年度内の執行見込みを勘案し、それぞれ所要の補正を行うものであります。

続きまして、条例その他の議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

最初に、条例案件10件について、ご説明申し上げます。

議案第25号の「海津市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例」につきましては、

職員に対するハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた際の対応に関し、必要な事項を規定するため、条例を新たに制定するものであります。

議案第26号の「海津市監査委員条例及び海津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、

地方自治法の改正に伴い、引用する条番号の改正を行うため、関係条例を改正するものであります。

議案第27号の「海津市議会議員の議員報酬、費用弁

償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第28号の「海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、

令和8年1月21日付けの海津市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会議員の報酬月額及び常勤の特別職職員の給料月額を引き上げるため、関係条例を改正するものであります。

議案第29号の「海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を、正職員の引き上げ幅に準じて引き上げるため、関係条例を改正するものであります。

議案第30号の「海津市附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきましては、

令和8年3月31日をもって市の附属機関である海津

市企業立地促進審査委員会を廃止するため、関係条例を改正する ものであります。

議案第 3 1 号の「海津市立認定こども園条例の一部を改正する条例」につきましては、

市が設置する認定こども園で行う一時預かり事業 に係る利用料及び減免措置を規定するため、関係条例を改正するものであります。

議案第 3 2 号の「海津市火災予防条例の一部を改正する条例」につきましては、

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、対象火気設備に「簡易サウナ設備」を新たに規定するほか、所要の改正を行うため、関係条例を改正するものであります。

議案第 3 3 号の「海津市消防団員等公務災害補償条例

の一部を改正する条例」につきましては、

非常勤消防団員等 に係る 損害補償の 基準を定める
政令の改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る
補償基礎額を引き上げるほか、補償基礎額の加算について
見直しを行うため、関係条例を改正するものであります。

議案第34号の「海津市立学校施設使用条例の一部を
改正する条例」につきましては、

令和8年5月に空調設備設置工事が完了予定の海津小
学校、今尾小学校及び城山小学校の体育館について、空
調設備を目的外に使用する際の使用料を規定するため、
関係条例を改正するものであります。

続きまして、その他案件 4件について、その内容
をご説明 申し上げます。

議案 第35号の「損害 賠償額の決定」につきましては、

令和7年12月19日に海津町高須地内において、職員が公用車を信号のない交差点に進入させた際、相手方車両に接触し損傷させた事故に係る損額賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項 第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号の「海津市過疎地域持続的発展計画の変更」につきましては、

令和4年第3回定例会において議決いただきました海津市過疎地域持続的発展計画を変更いたしたく、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号の「指定管理者の指定」につきましては、
海津市草場多目的 集会所他59施設について、
地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、
令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間、

施設所在地の自治会を指定管理者に指定するもので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号の「市道路線の廃止」につきましては、市道路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、令和8年度当初予算（案）及び令和7年度補正予算（案）並びにその他の議案につきまして、概要をご説明申し上げます。

何とぞ よろしくご審議いただきまして、適切なご議決を賜わりますようお願い申し上げます。